

国税庁提出資料

令和8年分の所得税の確定申告と デジタルインボイス普及の取組について

令和8年9月16日(水)

昨年(令和7年)の周知協力依頼の結果について

- ◆ 公的手続等のデジタル化推進の一環である「マイナポータル連携等を活用した確定申告」の推進・利用拡大や「事業者のデジタル化促進」について、これまで、国税庁から各府省庁等に対して、所管する業界団体・独立行政法人等への周知を依頼。
- ◆ 各府省庁等の多大なるご協力により、令和5年は2,600、令和6年は2,900を超える団体へ周知。
- ◆ 令和7年においては、3,200を超える団体への周知が実現。

1 周知内容

- ① 確定申告における給与情報の自動入力について
会員事業者等に対して、従業員の給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただきたい旨を周知。
- ② 自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について
会員事業者等に対して、従業員へマイナンバーカードとマイナポータル連携を利用した、自宅等からのe-Taxによる確定申告を呼びかけていただくよう周知。
- ③ 事業者のデジタル化促進について
会員事業者等において、国税庁作成の事業者のデジタル化促進に係る広報素材をご活用いただき、事業者の業務のデジタル化促進を働きかけていただくよう周知。

2 周知実績

令和8年1月集計

府省庁名	周知団体数
内閣府	6
警察庁	46
金融庁	74
総務省	45
法務省	15
外務省	2
文部科学省	982
厚生労働省	302
農林水産省	525
経済産業省	883
国土交通省	268
環境省	21
防衛省	1
財務省	39
消費者庁	1
こども家庭庁	9
合計	3,219

※1 周知団体数は各省庁の報告に基づくものであり一部重複等あり。
※2 周知団体数は令和8年1月20日時点で「周知済」又は「周知予定」と報告があったものを集計。

令和8年の周知協力依頼事項(予定)

① 年末調整手続の電子化について

会員事業者等に対して、年末調整手続を電子化することにより、年末調整に関する控除申告書の自動作成や添付書類(控除証明書等)の確認作業の削減など、職員・給与担当の双方にメリットがあることを周知いただきたい。

② 自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

会員事業者等から、従業員に対して、マイナンバーカードとマイナポータル連携を利用した、自宅等からのe-Taxによる確定申告を呼びかけていただきたい。

③ 源泉徴収票のみなし提出の特例について

会員事業者等に対して、給与支払報告書をeLTAXで提出するよう周知いただきたい。

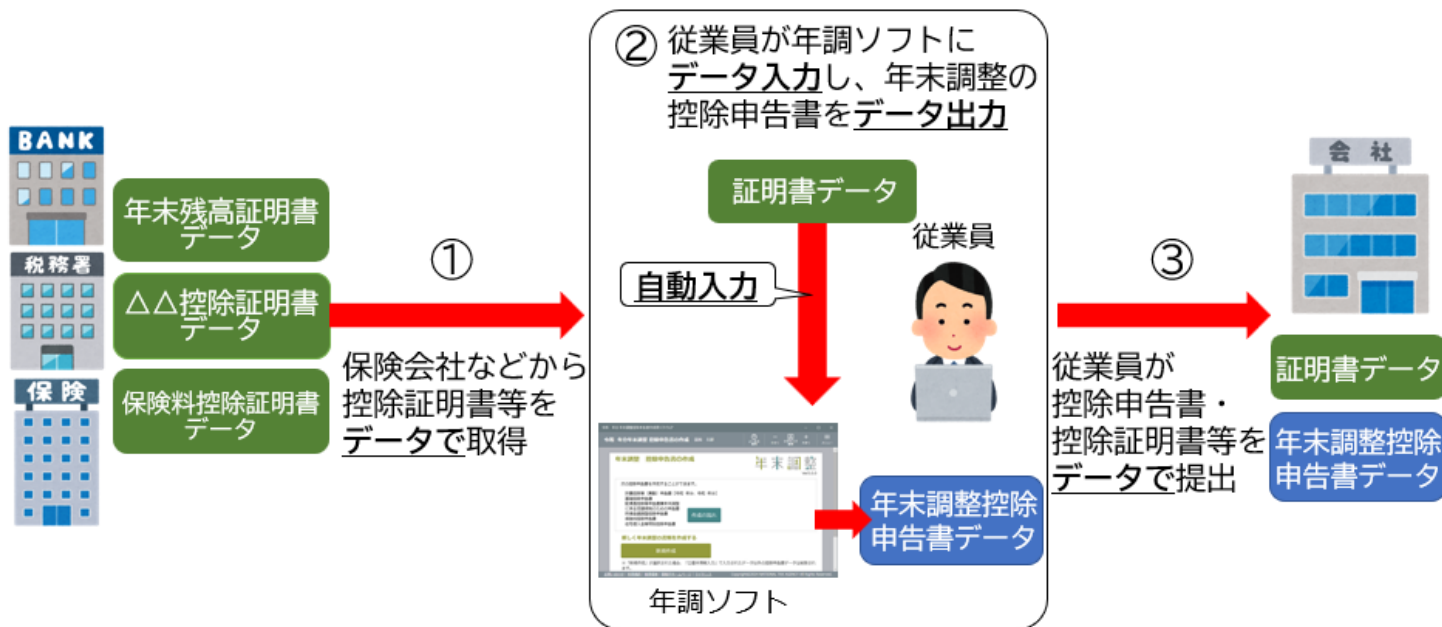
④ デジタルインボイス普及の取組について

会員事業者等に対して、国税庁が作成した広報素材を活用し、デジタルインボイスを含めた事業者の業務のデジタル化促進を働きかけていただきたい。

年末調整手続の電子化について

- ◆ 令和2年10月から年末調整関係書類（控除申告書及び控除証明書等）を電磁的な方法で勤務先へ提出することが可能となったことから、国税庁では年末調整手続の電子化を推進している。
- ◆ 年末調整手続の電子化とは、①従業員は控除証明書等をデータで取得し、これを利用して控除申告書をデータで作成する、②勤務先は、従業員から年末調整関係書類のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を自動計算することができるものである。
- ◆ なお、人給システムを利用されている各省庁においては、マイナポータル連携を利用して控除証明書等データを取得し、当該データを人給システムにインポートすることにより、簡便に控除申告書の作成が可能となっている。各職員においては入力する情報が減少し、給与担当者においては控除額等や控除証明書等の確認作業が軽減されるメリットがあることから、各省庁の給与事務担当者等へ周知いただきたい。

～年末調整手続の電子化のイメージ図～



いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

①年末調整手続の電子化とは？

2分で分かる！
年末調整の電子化！
電子化のメリットは、e-年調（1分56秒）

1. 年末調整に必要な控除証明書をデータ取得
2. 年末調整に関する申告書をデータ作成
3. データを利用して年税額を自動計算

②年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与担当）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額がソフトで自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

③従業員による3ステップ

発行主体 マイナポータル

1. 準備
控除証明書等をデータで取得（※）

2. 作成
申告書をデータで作成

3. 提出
勤務先にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
※ マイナポータル連携の有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

～年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）について～

国税庁では、従業員が利用する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。
これまで、年調ソフトについては、スマホ版及びパソコン版を提供してきましたが、スマホ版の利用が増えていることなどを踏まえ、令和9年度からはスマホ版のみの提供となります。
現在、パソコン版の年調ソフトをご利用の場合は、スマホ版への移行をお願いいたします。

国税庁 法人番号7000012050002

自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

- ◆ 確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、計算誤りのない所得税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できる。
- ◆ e-Taxを利用した確定申告は、マイナポータル連携を利用した給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報の自動入力が可能であるほか、令和8年分からは、eLTAXを利用して提出された給与支払報告書についてもマイナポータル連携の対象となるなど、利便性がさらに向上しているところ。
- ◆ 各省庁の所管する団体の会員事業者等においては、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、マイナンバーカードを利用した確定申告やマイナポータル連携の利便性について、従業員等へ周知していただきたい。各省庁におかれては、所管する団体に対して、この旨を依頼するなど、御協力をお願いしたい。
- ◆ なお、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応としていた、IDとパスワードのみによる認証方式(ID・パスワード方式)については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和8年7月21日閣議決定)において、令和9年の早期に終了することとしている。

自宅からできる！
確定申告はマイナポータル連携で自動入力!!

マイナポータル連携ってなに？

- 1 **マイナンバーカードを使ってe-Taxで確定申告**
マイナポータル連携で、給与情報、医療費、ふるさと納税など、自動入力・自動計算。スマホでもパソコンでもできます！
- 2 **給与などの情報を申告書に自動入力・自動計算**
書類の準備や入力が必要なく、入力ミスもなく安心。申告手続の時間を大幅に削減。マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です。お早めのご準備をお願いします。

e-Taxに必要なものは？

- ◆ **マイナンバーカード**
 - ※ マイナンバーカード読み取り対応のスマホ
 - ※ マイナンバーカード読み取り対応のスマホがあれば、ICカードリーダーは不要です！
- ◆ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 利用者証明用電子証明書 (数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書 (英数字6～16文字)

こんな収入の申告書にご注意ください

※ 学生用・勤労学生用・専業主婦・専業主夫の収入の申告書には、マイナンバーカードの読み取り機能は必要ありません。

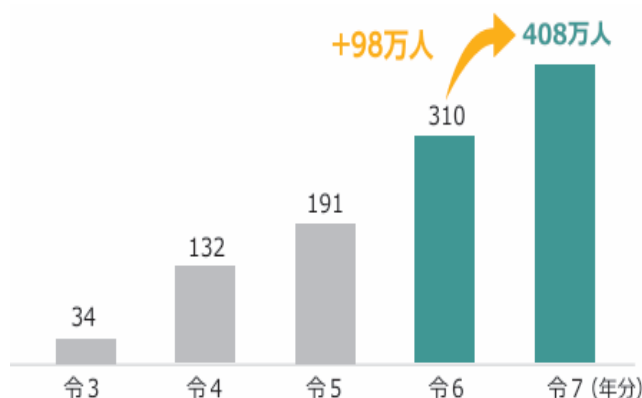
申告で困ったら、国税庁LINE公式アカウント

動画で解説、チャットボットに相談、APPで解説、電話で相談

国税の納付も自宅から
振替納税などのキャッシュレス納付が便利です！

国税庁 法人番号 7000012000002

マイナポータル連携を利用して 控除証明書等を取得した方の数の推移



※ マイナンバーカードは、電子証明書の有効期限5年が過ぎると、e-Taxの申告・申請手続に利用できなくなり、カード本体の有効期限10年が過ぎると、本人確認書類としても使用できなくなる。このため、国税庁では、カード本体・電子証明書を早期に更新するよう、積極的な周知・広報に取り組んでいる。

源泉徴収票のみなし提出の特例について

- ◆ 令和9年1月以降に提出すべき令和8年分の給与所得の源泉徴収票からは、市区町村に給与支払報告書を提出した場合、税務署にも源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署への提出は不要となる。
- ◆ 給与支払報告書をeLTAXで提出することにより、各市区町村へ給与支払報告書を送付する事務が不要となるなど、事業者において事務負担が軽減される。また、従業員が確定申告を行う際、マイナポータル連携を利用することにより、給与支払報告書の情報が自動で入力され、より簡単・便利に確定申告書を作成できる。
- ◆ できる限り多くの事業者に給与支払報告書をeLTAXによりオンラインで提出いただけるよう、所管する団体に対して、以下の広報素材等を活用しつつ、会員事業者等に対して周知いただくよう、働きかけていきたい。

事業者の皆さまへ

令和9年1月から
源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容
令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！

事業者 市区町村 税務署

書面・光ディスク等 eLTAX データ連携

提出不要

給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAXを使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！

提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です？

どうしたらもっと効率的に提出できますか？

事業者 eLTAX A市 B区 C市 D市

約70%がeLTAXを利用して提出！！

国税庁 総務省 LTA 地方税共同機構

画面もお探みてください

まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑ 個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子データで受けとれます！
従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑ 従業員の確定申告がさらに便利に！
令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！
ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合、マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため、入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。

令和8年9月24日以降、eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！
（マイナポータル連携専用）

GBizEIDログイン機能の実装 eLTAX利用者とGBizIDを結び付けば、以後はGBizIDでログインできます！

ふるさと納税 医療費 給与・年金

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？
A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※ 令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？
A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ ただし、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。（「給与所得の源泉徴収票」を別途、eLTAXで提出する必要はありません）

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？
A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
事業や生活シグナルで提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。（「給与所得の源泉徴収票」を別途、eLTAXで提出する必要はありません）
※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について
（国税庁ホームページ）

eLTAXの利用方法について
（地方税共同機構ホームページ）

給与情報のマイナポータル連携
（国税庁ホームページ）

源泉徴収票のみなし提出の特例に関するリーフレット「源泉徴収票の提出方法が変わります」

- ◆ 国税庁ホームページの「事業者のデジタル化促進」特設ページに、デジタルインボイスのメリットを訴求する動画等の広報素材を掲載しているほか、今年からSNSによる情報発信を開始。

[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [国税庁の概要](#) / [国税庁の取組](#) / 事業者のデジタル化促進

事業者のデジタル化促進



1 取組概要～国税庁が目指すデジタルシームレス～

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

それらの事務の中でも、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）が実現した場合、人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

そのため、国税庁では、税務手続だけではなく、事業者が行う日々の業務のデジタル化に向けた活動にも取り組んでいます。

6 動画で見る業務のデジタル化

各画像をクリック（タップ）するとYouTube「国税庁動画チャンネル」（外部サイト）に移動し、各動画をご覧ください。

■ 業務のデジタル化全般に関する動画



申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？（30秒ver.）



申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？（ドラマver.）

■ デジタルインボイスに関する動画



経理業務のDX～ご存じですか？Peppolインボイス～



デジタルインボイスの導入事例～売り手も買い手も経理業務が効率化！

(参考)令和8年度税制改正(青色申告特別控除の見直し)の概要

- ◆ 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。
 - ◆ 近年における会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について以下のとおり見直す(令和9年分以後の所得税について適用)。
- ① 請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を引き上げる(65万円→75万円)。
 - ② 簡易簿記による控除(10万円)の適用は、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、又はii)事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する。
 - ③ 複式簿記による控除(①を除く。65万円)の適用は、電子申告を条件とする。

○ 改正前

条件	控除額
複式簿記+イ~ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記(上記イ~ハを満たさず≒書面申告)	55万円
簡易簿記	10万円



○ 改正後

条件	控除額
複式簿記+電子申告+イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記+電子申告	65万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記【対象を限定】(注1)	

(注1)簡易簿記については、i)事業所いずれも1,000万円以下の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

(注2)本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。